

理 由 書

本市では、厚木市緑の基本計画に基づき、公園緑地を計画的に整備中であります。既存の公園は宅地開発等により整備された街区公園がほとんどであり、比較的大きな地区公園や近隣公園が不足している現状です。

また、公園の整備においては、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等様々な拠点としての機能だけではなく、能登半島地震や東日本大震災等を踏まえ、今後想定される大規模災害に備えるため、防災機能の充実が一層求められてきています。

現在、市域南部には、防災拠点として、ぼうさいの丘公園等が整備されている一方、市域北部には、防災拠点としての公園が未整備であり、市全域の防災機能の充実を図り、市民の命と暮らしを守り抜くため、本施設は計画的かつ速やかに整備する必要があります。

このため、上位計画である厚木市都市計画マスタープラン（令和3年3月）や厚木市緑の基本計画（平成29年10月）、厚木市地域防災計画（令和5年3月）、第10次厚木市総合計画（令和3年3月）等において、市北部地域の防災力を高めるとともに、地域住民の憩いやレクリエーションの場を確保するため、北部地区公園の整備を進めると位置付けています。

こうした位置付けのもと、依知地域において、主として休息、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の防災拠点としても計画しており、早急な整備が求められていることから、大震災等の災害時の物資供給・集積拠点の用に供すること目的とする公園として、北部地区公園を追加するものです。